

## アフリカ知的財産ニュースレター 2016年10月号(Vol.14)

### 模倣、著作権、および、ポリシー

#### はじめに

本号では、アフリカにおける知的財産(IP)にとって、模倣が引き続き重要な焦点となっている現状を見ていく。我々はケニアで示された2つの興味深い司法判断に注目しているが、そのうち1件は同国の模倣取締法を扱ったものである。さらに、参考書の著作権に言及した南アフリカの画期的な司法判断についても論じる。最後に、南アフリカの知財ポリシーに目を向けることにする。

#### 概説

##### アフリカの国々における模倣は引き続きニュースになっている

2016年9月27日にBBCのウェブサイトに掲載されたレポートは、アフリカにおける模倣問題の規模に主眼を置いている。「Counterfeit drugs: People are dying every day (模倣医薬品: 相次ぐ死者)」と題されたこのレポートは、製薬業界に焦点を当て、いくつかの非常に気がかりな統計を強調している。例えば、サブサハラ・アフリカで販売されている抗マラリア薬の3分の1ほどが偽物であるという事実がある。世界保健機関(WHO)の主張するところでは、偽物の抗マラリア薬の使用により毎年12万人もの人々が死亡しているという。

このレポートは、模倣医薬品のほとんどはアジアで生産されており、その供給には際限がないようだという事実を論じ、製薬会社の対応がやや鈍いことを批判している。記事が強調しているのは、腐敗した官僚や重刑を科さない裁判所によって模倣品対策の活動がしばしば妨げられているという事実である。

しかし、明るいニュースもある。このレポートでは、新たに導入された革新的ないくつかの対策が採り上げられている。その中に Sproxil の事例がある。製薬会社がスクラッチシールを自社製品に貼付したのである。購入者はスクラッチシールを引っ搔いて除去し、その下に書かれたコードをメールに書き込んで製薬会社に送信すると、当該医薬品が純正品であることを確認するメールが返信される。Goldkeys と呼ばれる製品の話もある。これは基本的には、巨大な医薬品データベースである — このデータベースを使えば、サプライチェーン全体をモニターして模倣品が取引された地点を突き止めることが可能になる。

最後に、教育訓練というものもある。米国薬局方協会(USP)は、ガーナのアクラに教育施設を設立し、これまでにアフリカの専門家190人を訓練して模倣医薬品の見分け方を教えている。

##### INTA が模倣取締活動に関するカンファレンスをアフリカで開催

国際商標協会(INTA)は、最近、アフリカに真摯な関心を寄せている。2016年8月31日、INTAは南アフリカのケープタウンで模倣取締に関するカンファレンスを開催した。開会の挨拶を行ったのはアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の Fernando dos Santos 長官であった。Dos Santos 長官は以下のようないくつかの所見を示した。

- アフリカ諸国の多くは「後発開発途上国」として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)の実施を先送りすることが認められているという事実にも関わらず、知的財産の保護と権利執行のための効果的な措置を策定するにあたり、TRIPS 協定に含まれる要件を取り入れている。アフリカの多くの国の知財法は近代的であって TRIPS 協定に十分に適合している。

- 知的財産に対する認識のレベルアップという点では、まだ目標に到達してはいない。ARIPO はこの目標に非常に熱心に取り組んでおり、その甲斐あって、近年ガンビア、ケニア、マラウィ、ナミビア、タンザニアおよびザンビアの警察学校で知財教育が導入された。ジンバブエにあるアフリカ大学では、いまや知的財産専攻の修士号が発行されるようになっている。民間セクターは、知的財産に関する研修や意識向上の活動に取り組む必要がある。
- 警察や税関などの法執行当局は、知的財産権の執行に邁進している。国際刑事警察機構(インターポール)は、ボツワナ、ガーナ、ケニア、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエといった国々の警察と共同で模倣取締活動を展開している。
- ケニア、マラウィ、ジンバブエなど ARIPO 参加国の一部は専門の知財裁判所を設立している。他方、他の国々(ガーナ、モザンビーク、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ)は知財事案を独占的に処理する権限を自国の商事裁判所に与えている。これらの措置によって知的財産に関する専門知識の水準が高まり、裁判所が一貫した判断を示すことが保証されるようになった。
- しかし、要求される時間や労力が大きすぎるためか、知財所有者がしばしば告訴をためらうという問題がある。その結果、一部の国の政府は専門の知財裁判所の処遇を再考しており、知財裁判所が閉鎖される事態も考えられる。それゆえ知財所有者は、法執行プロセスに真剣に関与していく必要がある。

## ケニア

### **模倣取締法は合憲である**

アフリカにおいて模倣がこれほど大きな問題となっているという事実を考えれば、最近ケニアの裁判所が示した判決は知財所有者にとっては非常な朗報である。*Paul Nduba v Hon. Attorney General and The Anti-Counterfeit Agency* の訴訟において、ケニア模倣取締法の諸規定は合憲であるとの判断を裁判所が示したのだ。

模倣取締局(Anti-Counterfeit Agency)がある店舗の抜き打ち捜査を実施し、模倣品と思われる衣類を押収した。模倣されていたブランドは Puma、Nike、Adidas、Jeep 等であった。抜き打ち捜査の際、同店の店主は店内にいた。押収品の明細が文書に記され、店主はその目録に署名した。その後、この店主は捜査と押収の合法性を争う訴訟を裁判所に提起した。訴訟の争点となったのは、模倣取締法の諸規定が合憲であるか否かという問題であり、Odero 判事は合憲であるとの判断を示した。同判事の判決は以下のようなものであった。

- 模倣取締法に含まれる捜査および押収に関する規定は、憲法に謳われたプライバシーの権利に違反していない。判事が指摘したように、プライバシーに対する権利は絶対的なものではなく、成文法によって制限されることがあり得る。しかも、憲法には次のような規定がある:「国家はケニア国民の知的財産権を奨励し、保護するものとする」。問題の捜査および押収の措置は国家の知財保護の義務に合致するものである。
- 単に知財所有者からの申立てがなかったという事実のみによって、当該押収が違法とされることはない。模倣取締法には、模倣の疑いがある場合には捜査官は自らの職権による措置をとることができることと明記されている。ただし、その後で知財所有者に通知することを要する。

- 単に押収後に店主に対する告発がなされなかったというだけの理由で、その押収が違法とされることはない — 法は告発について3か月の猶予期間を捜査官に与えており、その期間は満了していなかったからである。

### 裁判所は登録機関の決定に対する介入には消極的

知的財産に関するもう一つの重要な判決の中で、ケニアの裁判所は、登録機関の決定に干渉しないと明言した。同裁判所はさらに、商標に対する異議申立手続における証拠提出の許可について登録機関は相当の裁量権を有しているとはっきり述べている。

*Republic v Assistant Registrar of Trade Marks ex parte Strategic Industries Limited and another [2006] eKLR* の訴訟では、商標登録出願に対して異議申立が提起され、当事者双方が証拠文書を提出して登録機関の判断を待っていた。その時点で当事者の一方が新たな証拠の提出許可を求める申立を行った。登録機関は当該申立を許可し、それを不服とした相手方がこの決定につき高等裁判所の司法審査を求めたのである。

判事は、登録機関の決定への介入を拒む判決を示した。Odunga 判事の言によれば、この訴訟で問題となった規定すなわちルール 52 は、任意の時点で新たな証拠の提出を当事者に許可する権限を登録機関に与えているという。登録機関は成文規定により与えられた裁量権を行使して新規証拠の提出を許可したのである。法律上の誤りがない以上、当該決定について司法審査を行う理由がないことになる。

## 南アフリカ

### 参考書の著作権

事実上世界で初めてと思われる判決の中で、南アフリカの裁判所は辞書における著作権侵害という問題についての判断を示した。

*Media 24 Books (Pty) Ltd v Oxford University Press Southern Africa (Pty) Ltd* の訴訟において争点となったのは、被告の Oxford University Press (OUP) が、辞書の中で原告 Media 24 Books が有する著作権を侵害しているか否かという問題である。どちらの会社も英語／アフリカンス語の辞書を学童向けに出版しており、いずれの辞書も辞書に採録された単語に説明文を並記する方式を採用していた。訴訟に発展した紛争は、OUP の辞書に使われた説明文をめぐるものであった。原告は、この説明文がほとんど引き写しだと考えたのである。

最高控訴裁判所は、著作権侵害は存在しないとの判断を示した。著作権訴訟の原告は複製の証拠を示す必要はない、と同裁判所は認めている。原告は単に、客観的な類似性とアクセスの証拠を立証するだけでよい。自らの著作物が複製によらずに創出されたことを立証するのは被告の責任である。ただし本件の訴訟では、2冊の辞書の客観的類似性が不十分だったというだけである。そのうえ、自らの辞書が独自に制作されたことを示す OUP 側の証拠は非常に真実味のあるものであった。子供用の辞書に掲載される説明文はごくシンプルなものになる傾向があるため、別々の辞書に似たような文章が掲載されるという事態はありそうなことである。

裁判所は以下のような興味深い所見をいくつか示している。

- 小説について複製を立証するよりも、参考書について複製を立証する方が困難である。参考書は「一般に提供されている知識の集積」だからである。
- 辞書に関する著作権訴訟は極めて稀である。裁判所によれば、辞書をめぐる著作権訴訟は本件以外に1件しか発見できなかったという。それは英語／タミル語の辞書に関する訴訟だったが、独創性のかげりもない丸写しの複製がなされていたという点で本件とは全く異なっていた。

## 知財ポリシー

最近の号(第12号)で、南アフリカの内閣が「知的財産に関する諮問枠組み(the Intellectual Property Consultative Framework)」と呼ばれる文書(以下「枠組み文書」という)を承認した経緯について述べた。この文書は、2013年に公表されて議論を呼んだ「知的財産ポリシーのドラフト(the draft Intellectual Property Policy)」に代わるものと思われる。この枠組み文書は、南アフリカの新たな知的財産制度を確立することを意図したものである。この枠組み文書で特に注目すべき特徴としては以下のようなものがある。

- 南アフリカ憲法は財産に対する権利を保護しており、保護される財産には知的財産が含まれるという認識。
- 知財を創出した者の権利と知財利用者の権利との間にバランスが存在しなければならないと述べていること。
- 知財制度は国内の製薬産業を発展させたいという同国の大望を完全にするものとなるべきだと強く示唆していること。
- 特許について提案された実体審査制度が段階的に導入され、医薬品特許が最初にその対象となるだろうという強い推定が存在すること。
- 南アフリカが特許権の国際消尽という政策を採択することを法によって明らかにしなければならないと述べていること。
- 研究に関する例外規定が特許法に含まれるべきだと述べていること。
- 特許の強制実施許諾に関してさらに詳細な措置が今後導入されるであろうことを示唆していること。
- 地理的表示に関して成文規定に基づく具体的な保護制度を設けるべきであることを示唆していること。

## 結論

模倣はアフリカにおいて大きな問題ではあるが、本号では、楽観論に味方する以下のような理由があることを示した:

- アフリカの諸国は模倣に対する戦いに熱心に取り組もうとしている。
- 憲法による知的財産の保護を享受できる国が複数存在する。
- 知的財産がその所有者と一般の人々の両方に利益をもたらすことを可能にするにはどうしたらよいかを真剣に考えている政府が複数存在する。
- 知的財産に関して一貫して理路整然とした判決を示すことができるアフリカの裁判所が存在する。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 14 (2016年10月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。